

# 伴走支援型特別資金融資

概要

中小企業者が経営の安定や収益力改善のため、金融機関とともに経営行動計画書を策定し、金融機関による継続的な伴走支援を受ける制度

## 融資限度額

1億円

対象者	経営行動計画書を策定した中小企業者で次のいずれかに該当する方 (1) セーフティネット保証4号認定(※1)を受けた方 (2) セーフティネット保証5号認定(※1)を受けた方 (3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方 (4) 次のいずれかに該当する方 ・最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 ・最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 ・直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 ・最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方 ・最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方 ・直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
受付開始日	令和5年1月10日(火)から
資金用途	運転資金 (本市制度融資すべて(※2)の残高について、借換え可能) 設備資金
返済期間	10年以内 (据置期間5年以内)
利率	年0.90%
担保	必要に応じて徴します。
連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴しません。
保証料	埼玉県信用保証協会の保証を付します。 (1)及び(2)の場合は年0.2%、左記以外は年0.2%~1.15%

※1 セーフティネット保証の認定申請については、以下のページをご確認ください。

(セーフティネット保証4号・5号の認定申請について:<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/001/p078264.html>)

※2 中口資金、小口資金、セーフティネット資金、経営力強化資金、創業支援資金、SDGs企業支援資金、緊急特別資金、新型コロナウイルス対応臨時資金、伴走支援型特別資金(令和5年1月10日時点)

●融資のご相談、お申込みについては事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

●さいたま市は、さいたま市中小企業融資制度の相談・受付等の業務を(公財)さいたま市産業創造財団へ委託しております。

●申込みに必要な書類や取扱金融機関、本融資以外の制度につきましては、さいたま市ホームページをご確認ください。

(さいたま市中小企業融資制度のご案内:<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/001/p056580.html>)

### 【申請・問合せ先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課(金融担当)

[住所]〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

[TEL]048-851-6391 [FAX]048-851-6392

[URL]<https://www.sozo-saitama.or.jp/>